

証券コード 6754
平成22年6月2日

株 主 各 位

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

アンリツ株式会社

代表取締役 戸 田 博 道

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って、平成22年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成22年6月24日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
当社 R&D館 会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第84期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又はインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.anritsu.com/ja-JP>）における掲載によりお知らせいたします。

~~~~~ < 議決権行使についてのご案内 > ~~~~~

1. 株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
2. 当日株主総会にご出席願えない場合は、次のとおり、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、又はインターネット等により議決権をご行使ください。

**【書面による議決権行使】**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月23日（水曜日）午後5時までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。  
なお、議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

**【インターネットによる議決権行使】**

- (1) パソコン又は携帯電話を用いて以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、平成22年6月23日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご登録ください。

**【議決権行使サイトURL】** <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。  
なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (5) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上が必要となります。また、ハードウェアの環境として、前記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できることが必要となります。
- (6) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種が必要となります。  
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

**【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】**

(株主名簿管理人) 住友信託銀行株式会社 証券代行部

**【専用ダイヤル】** ☎ 0120-186-417 (24時間受付)

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417 (平日午前9時～午後5時)

(提供書面)

## 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

###### イ. 全般的概況

当期における世界経済は、世界同時不況による景気後退局面にある中で、主要各国での金融・経済対策による政策効果もあり、金融市場では正常化に向けた動きが継続するとともに、景気は持ち直しつつあるものの依然として厳しい状況が続いています。

情報通信ネットワークの分野においては、固定通信、移動通信の両分野が一体となったネットワーク環境の構築とブロードバンド化の推進を背景として、それらを利用した多種多様なサービスが進展しています。新しい技術とサービスの進展による新規需要の変化の波は、既存事業者においては事業再編や合従連衡を促す一方で、スマートフォンやクラウドコンピューティングといった新しい市場が拡大するなど、市場を創出するとともに新規参入事業者を生み出しています。そのような動向を背景として移動通信の分野では、日米をはじめとする主要な通信事業者が次世代携帯電話の世界共通方式となるLTE (Long Term Evolution) の2010年以降の商用サービス開始を公表し、LTEへの開発投資が本格化しつつあります。また、世界最大の携帯電話加入者数を有する中国では、第3世代(3G)携帯電話サービスの普及拡大のためのインフラ整備が進められています。

このように新しいビジネスチャンスが拡大する状況にあって、当社グループは経営目標の達成に向け積極的に取組みを続けてまいりました。主力の計測器事業では、組織構造改革として生産体制の統合整備をさらに推し進めるとともに、国内営業体制の再編を実施し、収益性改善と競争力強化のための施策に取り組みました。また、LTE開発用計測器をはじめ、汎用計測器群の新製品を相次ぎ市場投入し、顧客需要の獲得に努めました。

当期は、総じて顧客の設備投資抑制の動きが継続する中、収益改善活動に取り組んだ結果、受注高は761億16百万円（前期比6.6%減）、売上高は735億48百万円（前期比12.4%減）と前期を下回りましたが、営業利益は緊急経営施策の実施による固定費削減をはじめとするグループを挙げた営業費用の削減効果もあって45億83百万円（前期比406.3%増）となり、経常利益は35億78百万円（前期は1億70百万円の利益）となりました。当期純利益は単独決算に関わる繰延税金資産の取崩しにより税金費用が増加したことから3億85百万円（前期は35億40百万円の損失）となりました。

また、単独決算につきましては、受注高は361億90百万円（前期比12.3%減）、売上高は367億53百万円（前期比10.9%減）となりました。損益につきましては、営業利益は17億64百万円（前期は12億41百万円の損失）、経常利益は18億72百万円（前期比66.0%減）となりました。当期純損益は関係会社株式評価損を特別損失として計上したことに加えて、繰延税金資産の取崩しにより税金費用が増加したことから22億70百万円の損失（前期は3億63百万円の利益）となりました。

期末の受注残高は、連結では147億22百万円（前期比21.1%増）、単独では44億9百万円（前期比11.3%減）であります。

以上の結果、当期の期末配当金につきましては、厳しい経営環境に鑑みて、誠に遺憾ながら見送らせていただくことといたしました。

#### ロ. 事業部門別概況

当期の事業部門別売上高は次のとおりであります。

| 区 分     | 第 83 期(前期) |       | 第 84 期(当期) |       | 前 期 比   |       |
|---------|------------|-------|------------|-------|---------|-------|
|         | 金 額        | 構 成 比 | 金 額        | 構 成 比 | 増 減 額   | 増 減 率 |
|         | 百万円        | %     | 百万円        | %     | 百万円     | %     |
| 計 測 器   | 57,449     | 68.4  | 48,270     | 65.7  | △9,178  | △16.0 |
| 情 報 通 信 | 5,200      | 6.2   | 5,306      | 7.2   | 105     | 2.0   |
| 産 業 機 械 | 12,980     | 15.5  | 11,641     | 15.8  | △1,339  | △10.3 |
| そ の 他   | 8,309      | 9.9   | 8,329      | 11.3  | 20      | 0.2   |
| 合 計     | 83,940     | 100.0 | 73,548     | 100.0 | △10,391 | △12.4 |

### 〔計測器部門〕

この部門は、通信事業者、関連機器メーカー、保守工事業者へ納入するI Pネットワーク通信用、移動通信用、R F・マイクロ波・ミリ波帯用など、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス・アシユアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、次世代携帯電話の世界共通方式となるL T Eの基地局や携帯端末の開発需要が立ち上がるとともに、北米市場では需要底入れの兆しが見られます。しかしながら、日本を中心に顧客の設備投資抑制や投資先送りが継続しました。この結果、売上高は482億70百万円（前期比16.0%減）となりましたが、営業利益は22億51百万円（前期は7億91百万円の損失）と営業黒字に転換しました。

### 〔情報通信部門〕

この部門は、国土交通省をはじめとする官公庁や地方自治体へ納入する映像監視、テレメータなどの公共情報システム、通信オペレーターやインターネットサービスプロバイダー等向けの映像配信ソリューションや帯域制御装置などの開発、製造、販売を行っています。

当期は、官公庁向けプロジェクトで進捗に遅れが生じたものの、帯域制御装置が金融機関のネットワーク向けを中心に堅調に推移しました。この結果、売上高は53億6百万円（前期比2.0%増）、営業利益は1億43百万円（前期比101.8%増）となりました。

なお、本事業は子会社アンリツネットワークス株式会社により事業を展開しております。

### 〔産業機械部門〕

この部門は、食品・薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システムを事業分野とした、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの産業機器の開発、製造、販売を行っています。

当期は、主力の日本市場では食品メーカーの検査設備への投資が低調に推移しました。一方、海外市場ではアジアで需要回復の兆しが見られました。この結果、売上高は116億41百万円（前期比10.3%減）となりましたが、営業利益は6億10百万円（前期比2.3%増）となりました。

なお、本事業は子会社アンリツ産機システム株式会社により事業を展開しております。

### 〔その他の部門〕

これら3部門以外に、デバイス事業、精密計測事業、環境関連事業及び物流、厚生サービス、不動産賃貸及びその他の事業を展開しております。

当期は、精密計測事業では需要が落ち込み不振でした。デバイス事業は国内外の光通信市場で需要が堅調でした。この結果、売上高は83億29百万円（前期比0.2%増）、営業利益は22億48百万円（前期比12.7%増）となりました。

売上高を地域別に見ますと、日本は334億90百万円（前期比10.6%減）、米州は139億67百万円（前期比14.7%減）、EMEA（欧州・中近東・アフリカ）は124億62百万円（前期比16.2%減）、アジア他は136億28百万円（前期比10.6%減）であり、当社グループ全売上高に対する比率は日本45.5%、米州19.0%、EMEA16.9%、アジア他18.6%であります。

### ② 設備投資の状況

当期の設備投資は総額11億34百万円であり、技術革新と販売競争に対処するため新製品開発と原価低減に重点を絞った投資を中心に実施しました。

### ③ 資金調達の状況

当期は、運転資金及び借入金返済に充当するため、平成21年9月30日に複数の金融機関より長期借入金としてシンジケートローン120億円の調達を実施しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第 81 期<br>平成18年度 | 第 82 期<br>平成19年度 | 第 83 期<br>平成20年度 | 第84期(当期)<br>平成21年度 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 受 注 高(百万円)     | 98,936           | 101,451          | 81,470           | 76,116             |
| 売 上 高(百万円)     | 99,445           | 100,485          | 83,940           | 73,548             |
| 営 業 利 益(百万円)   | 6,358            | 5,356            | 905              | 4,583              |
| 経 常 利 益(百万円)   | 3,193            | △2,006           | 170              | 3,578              |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,375            | △3,900           | △3,540           | 385                |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 10.79            | △30.60           | △27.78           | 3.02               |
| 総 資 産(百万円)     | 140,395          | 124,917          | 100,983          | 101,188            |
| 純 資 産(百万円)     | 61,619           | 52,845           | 37,524           | 37,674             |
| 1株当たり純資産額(円)   | 483.25           | 414.16           | 294.29           | 295.49             |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しており、表示単位未満を四捨五入して表示しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第 81 期<br>平成18年度 | 第 82 期<br>平成19年度 | 第 83 期<br>平成20年度 | 第84期(当期)<br>平成21年度 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 受 注 高(百万円)     | 49,045           | 51,341           | 41,255           | 36,190             |
| 売 上 高(百万円)     | 50,193           | 49,647           | 41,229           | 36,753             |
| 営 業 利 益(百万円)   | 2,723            | 461              | △1,241           | 1,764              |
| 経 常 利 益(百万円)   | 1,739            | △5,076           | 5,503            | 1,872              |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,195            | △4,586           | 363              | △2,270             |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 17.22            | △35.98           | 2.86             | △17.81             |
| 総 資 産(百万円)     | 136,255          | 125,109          | 123,782          | 123,250            |
| 純 資 産(百万円)     | 70,719           | 64,741           | 64,251           | 61,847             |
| 1株当たり純資産額(円)   | 554.64           | 507.49           | 504.01           | 485.18             |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づきそれぞれ算出しており、表示単位未満を四捨五入して表示しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。

### (3) 重要な子会社等の状況

#### ① 重要な子会社の状況

| 会社名                             | 資本金              | 出資比率  | 主要な事業内容             |
|---------------------------------|------------------|-------|---------------------|
| アンリツ産機システム株式会社                  | 1,350百万円         | 100%  | 産業機械の製造、販売          |
| アンリツネットワークス株式会社                 | 355              | 100   | 情報通信機器の製造、販売        |
| アンリツ計測器カスタムサービス株式会社             | 325              | 100   | 計測器の校正、修理、保守        |
| 東北アンリツ株式会社                      | 250              | 100   | 計測器、情報通信機器の製造       |
| アンリツデバイス株式会社                    | 90               | 100   | 光デバイスの製造            |
| アンリツプレジジョン株式会社                  | 80               | 100   | 精密計測機器の製造、販売        |
| アンリツエンジニアリング株式会社                | 40               | 100   | ソフトウェアの開発           |
| アンリツ興産株式会社                      | 20               | 100   | 施設管理、厚生サービス、カタログ等制作 |
| アンリツ不動産株式会社                     | 20               | 100   | 不動産の賃貸              |
| アンリツテクマック株式会社                   | 10               | 100   | 加工品、ユニット組立品の製造、販売   |
| 株式会社アンリツプロアソシエ                  | 10               | 100   | シェアードサービスセンター業務     |
| Anritsu U.S. Holding, Inc. [米国] | 9千米ドル            | 100   | 海外子会社の持株会社          |
| Anritsu Company [米国]            | 15,131千米ドル       | (100) | 計測器等の製造、販売          |
| Anritsu EMEA Ltd. [英国]          | 1,502千英ポンド       | 100   | 計測器等の販売             |
| Anritsu Company Ltd. [香港]       | 43,700千香港ドル      | 100   | 計測器等の販売             |
| Anritsu A/S [デンマーク]             | 31,000千デンマーククローネ | 100   | 計測器等の製造、販売          |

(注) 出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。

#### ② 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は、退職給付信託拠出分及び間接保有分を含めて、当社の議決権総数の22.01%を所有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新興国経済の拡大と先進国での景況感の改善などを背景に、世界経済は緩やかながら回復基調が続くものと思われまます。また、日本市場においても企業業績の改善から顧客の設備投資動向も上向くことが期待されます。一方で、市場構造の変化に伴う価格競争の激化や為替相場の動向などを注視していく必要があります。当社グループはこのような市場環境を踏まえ、次の施策を展開してまいります。

主力の計測器事業では、需要が立ち上がりつつある第3.9世代（3.9G）のLTE端末用計測器及び中長期的に成長が期待されるエレクトロニクス市場向けを中心に競争力のある製品のラインナップ拡充に注力するとともに、サービス・アシュアランスなどによる新興国市場での需要開拓に取り組みます。また、引き続き重要顧客との開発ロードマップの共有などにより顧客密着度を高め、商品企画力を高めることで、市場ニーズを捉えた新製品を市場投入するとともに、事業体制の整備を推し進めることで経営効率を高め、事業の拡大と収益力の向上に努めます。

情報通信事業では、IPネットワークソリューションの競争力強化や、システムインテグレータとの協業を推進することで、事業の拡大に取り組みます。

産業機械事業は、コスト削減への取組みを強化することで収益力の向上に努める一方、製品の高付加価値化、差別化戦略を進めるとともに、海外生産の本格化など海外市場への展開をさらに加速することで、事業の拡大を目指します。

また、これらの経営戦略を着実に遂行するためには、阻害要因となるリスクを適切に管理・対処し、競争優位の源泉に変えていくことが重要です。このため、内部統制システムの整備により確立した国内外のグループ会社との連携をさらに強化しリスクマネジメントシステムを高度化することで、経営目標の達成に努力してまいります。

当社グループは、誠実な企業活動を通じてこそ企業価値の向上が実現されると考えており、CSR活動にも積極的に取り組んでまいります。当社にとってのCSR活動は、製品・サービスを通じた安全・安心な社会づくりへの貢献が第一義であると考えておりますが、それだけにとどまらず、当社グループの企業活動を、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、地球環境、人権、リスクマネジメントなど、CSRの各領域からも見直すことで、経営インフラのさらなる改善に繋げてまいります。

当社は、「安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する企業」を目指し、事業の安定拡大及び財務体質の改善に取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

| 事業部門 | 主要製品等                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------|
| 計測器  | デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシュアランス |
| 情報通信 | 公共情報システム、画像集配信システム、IPネットワーク機器                                        |
| 産業機械 | 自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機                                                |
| その他  | 精密寸法測定機、光デバイス、不動産賃貸等                                                 |

(6) 主要な事業所（平成22年3月31日現在）

① 当社

|       | 所 在 地                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 本 社   | 神奈川県厚木市                                                                |
| 営業拠点  | 神奈川県厚木市、東京都新宿区、北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市<br>愛知県名古屋市の、大阪府吹田市、広島県広島市、福岡県福岡市 |
| 事 業 所 | 福島県郡山市                                                                 |

(注) 当期中に、新潟県新潟市、茨城県土浦市、千葉県千葉市及び香川県高松市の各営業拠点を閉鎖しました。

② 子会社

| 名 称                                                                                                                                                                            | 所 在 地                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| アンリツ産機システム株式会社<br>アンリツネットワークス株式会社<br>アンリツ計測器カスタマサービス株式会社<br>アンリツデバイス株式会社<br>アンリツプレジジョン株式会社<br>アンリツエンジニアリング株式会社<br>アンリツ興産株式会社<br>アンリツ不動産株式会社<br>アンリツテクマック株式会社<br>株式会社アンリツプロアソシエ | 神 奈 川 県 厚 木 市             |
| 東北アンリツ株式会社                                                                                                                                                                     | 福 島 県 郡 山 市               |
| Anritsu Company                                                                                                                                                                | 米 国 ・ カ リ フ オ ル ニ ア       |
| Anritsu EMEA Ltd.                                                                                                                                                              | 英 国 ・ ベ ッ ド フ ォ ー ド シ ャ ー |
| Anritsu Company Ltd.                                                                                                                                                           | 香 港 ・ カ オ ル ー ン           |
| Anritsu A/S                                                                                                                                                                    | デ ン マ ー ク ・ コ ペ ン ハ ー ゲ ン |

(7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------|-------------|
| 3,589名  | △108名       |

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 831名    | △42名        | 39.5歳   | 15.9年       |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額    |
|---------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 6,038百万円 |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 4,904    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行     | 3,661    |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 128,037,848株（自己株式606,015株を含む。）
- ③ 株主数 16,304名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|--------|---------|
|                                                      | 千株     | %       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）     | 19,200 | 15.07   |
| 日 本 電 気 株 式 会 社                                      | 8,312  | 6.52    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                            | 6,214  | 4.88    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                              | 5,238  | 4.11    |
| 三井住友海上火災保険株式会社                                       | 2,964  | 2.33    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口                         | 2,500  | 1.96    |
| 住友生命保険相互会社                                           | 2,314  | 1.82    |
| CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT | 2,271  | 1.78    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）                            | 1,451  | 1.14    |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041           | 1,249  | 0.98    |

(注) 1. 持株比率は自己株式（606,015株）を控除して計算しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数19,200千株及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口の持株数2,500千株は、日本電気株式会社及び住友信託銀行株式会社がそれぞれ保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成22年3月31日現在）

- ・新株予約権の数 56個
- ・目的である株式の種類及び数 普通株式 56,000株
- ・当社役員の保有状況

|     | 回数（行使価額）  | 行使期間                      | 個数  | 保有者数 | 行使条件  |
|-----|-----------|---------------------------|-----|------|-------|
| 取締役 | 第6回（566円） | 平成21年8月14日～<br>平成24年8月13日 | 39個 | 3名   | （注）4. |
|     | 第7回（566円） | 平成21年8月14日～<br>平成24年8月13日 | 10個 | 2名   | （注）4. |
| 監査役 | 第6回（566円） | 平成21年8月14日～<br>平成24年8月13日 | 7個  | 1名   | （注）4. |

- （注）
1. 当社は、社外取締役に対して新株予約権を割り当てておりません。
  2. 監査役1名の保有する新株予約権は、監査役就任前に当社取締役としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。
  3. 第6回新株予約権の総数は66個、第7回新株予約権の総数は147個であります。
  4. (i) 権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成21年8月13日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成21年8月14日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。  
(ii) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。  
(iii) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権の行使をすることができない。
    - 1 取締役もしくは従業員として不適格となった場合
    - 2 背任行為により会社に対して不利益を与えた場合
    - 3 平成21年8月13日までに退任、退職した場合であって、新株予約権の割当ての目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でない認められる事由がある場合

### ② 当期中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2010年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

（平成15年9月1日及び2日取締役会決議）

- ・新株予約権の数 3,512個
- ・目的である株式の種類及び数 普通株式 6,564,485株
- ・新株予約権の発行価額 無償

（注） 当期中に、2010年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（発行総額150億円）について、79億76百万円の買入消却を行った結果、新株予約権の数が3,988個、目的である株式の数が7,454,206株、それぞれ減少しました。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名   | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                             |
|---------|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | *戸田博道 | グループCEO                                                             |
| 代表取締役   | *橋本裕一 | 財務・コーポレート総括、グローバルオーディット室・法務部・貿易管理部・経理部・ネットワークス営業本部担当                |
| 取締役     | *山口重久 | 営業・CRM戦略総括、グローバル営業統括部・米州営業本部・EMEA営業本部・アジア・大洋州営業本部・サービスアシュアランス事業本部担当 |
| 取締役     | *小熊康之 | 経営企画総括、情報戦略総括、環境総括、経営企画室長、環境推進センター長、経営情報システム部・コーポレートコミュニケーション部担当    |
| 取締役     | *田中健二 | マーケティング総括、マーケティング本部長、汎用計測事業推進総括                                     |
| 取締役     | 清田 瞭  | 株式会社大和証券グループ本社 取締役会長兼執行役                                            |
| 常勤監査役   | 小野浩平  |                                                                     |
| 常勤監査役   | 斉藤五郎  |                                                                     |
| 監査役     | 龍岡資晃  | 弁護士<br>学習院大学法科大学院教授                                                 |
| 監査役     | 的井保夫  | 日本電気株式会社 顧問<br>株式会社明電舎 社外取締役                                        |

- (注) 1. 取締役清田 瞭氏は、社外取締役であります。  
 なお、当社は取締役清田 瞭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役龍岡資晃氏及び監査役的井保夫氏は、社外監査役であります。  
 なお、当社は監査役龍岡資晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役的井保夫氏は、日本電気株式会社の経理部長並びに経理及び財務関係担当の執行役員及び取締役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成21年6月25日開催の第83期定時株主総会において、小熊康之、田中健二の両氏は、取締役に選任され就任しました。
5. 取締役小野浩平氏は、平成21年6月25日辞任により退任しました。また、同氏は、同日開催の第83期定時株主総会において監査役に選任され就任しました。
6. 常勤監査役庄司耕治氏は、平成21年6月25日任期満了により退任しました。

7. 平成22年4月1日をもって地位及び担当が次のとおり変更されました。

|                 |       |                                                                  |
|-----------------|-------|------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>取締役会議長 | 戸田博道  |                                                                  |
| 代表取締役社長         | *橋本裕一 | グループCEO                                                          |
| 取締役             | *田中健二 | 計測事業グループプレジデント、マーケティング本部長                                        |
| 取締役             | *山口重久 | 経営企画総括、経営企画室長、コーポレートコミュニケーション部・法務部・ネットワークス営業本部・サービスアシュアランス事業本部担当 |
| 取締役             | *小熊康之 | 技術総括、情報戦略総括、環境総括、環境推進センター長、グローバルオーディット室・貿易管理部・経営情報システム部・知的財産部担当  |

8. 当社は執行役員制度を導入しており、前記\*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。平成22年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位         | 氏 名        | 地 位     | 氏 名     |
|-------------|------------|---------|---------|
| 社 務 執 行 役 員 | 橋 本 裕 一    | 執 行 役 員 | 高 橋 敏 彦 |
| 専 務 執 行 役 員 | 田 中 健 二    | 執 行 役 員 | 谷 合 俊 澄 |
| 常 務 執 行 役 員 | 山 口 重 久    | 執 行 役 員 | 舟 橋 伸 夫 |
| 常 務 執 行 役 員 | フランク・ティアナン | 執 行 役 員 | 永 田 修   |
| 執 行 役 員     | 小 熊 康 之    | 執 行 役 員 | 窪 田 顕 文 |
| 執 行 役 員     | 城 野 順 吉    |         |         |

## ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 支 払 額 |
|-------|-----|-------|
| 取 締 役 | 7名  | 64百万円 |
| 監 査 役 | 5   | 35    |
| 合 計   | 12  | 99    |

- (注) 1. 上記支払額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含みます。）が27百万円あります。
2. 平成18年6月28日開催の第80期定時株主総会による役員報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）は、取締役年額260百万円、監査役年額60百万円であります。
3. 上記人数には、平成21年6月25日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名がそれぞれ含まれております。
4. 上記支払額のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬の合計額は17百万円であります。

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼職の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

| 氏名   | 地位    | 兼職先及び兼職内容                    |
|------|-------|------------------------------|
| 清田 瞭 | 社外取締役 | 株式会社大和証券グループ本社 取締役会長兼執行役     |
| 的井保夫 | 社外監査役 | 日本電気株式会社 顧問<br>株式会社明電舎 社外取締役 |

- (注) 1. 株式会社大和証券グループ本社は、当社の主幹事証券会社である大和証券キャピタル・マーケット株式会社株式の99.97%を保有しております。
2. 日本電気株式会社は、退職給付信託拠出分及び間接保有分を含めて、当社の議決権総数の22.01%を所有しており、当社は同社の関連会社の一つであります。
3. 当社と株式会社明電舎との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

| 氏名   | 地位    | 主な活動状況                                                                                   |
|------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 清田 瞭 | 社外取締役 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主にグローバルビジネスやファイナンスについて高い見識を有する経営者としての視点から発言を行っております。        |
| 龍岡資晃 | 社外監査役 | 当期開催の取締役会13回のうち11回に、また、監査役会6回のうち6回に出席し、必要に応じ、主に裁判官や大学教授の経験を有する弁護士として、法律家の立場から発言を行っております。 |
| 的井保夫 | 社外監査役 | 当期開催の取締役会13回のうち11回に、また、監査役会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、主に経理及び財務の観点から発言を行っております。                    |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役清田 瞭氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

当社と社外監査役龍岡資晃氏及び的井保夫氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、8百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 63百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 73百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社アンリツ産機システム株式会社につきましても、あずさ監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「新会計基準に関するアドバイザー業務」を委託し、対価を計上しております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意により解任いたします。

取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることとします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を企業活動の原点としています。

ロ. 当社の取締役・執行役員は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、実効ある社内体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。

ハ. 社長を委員長とするCSR推進委員会のもと、企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会（情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会）と連携しながら、コンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。

ニ. 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会と連携して、従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。内部監査部門はコンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。

ホ. 当社の従業員は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口、社外窓口で報告・通報する手段を有します。この場合において報告通報の事実は秘密として扱われて、報告・通報者が何らの不利益を蒙ることはありません。

ヘ. 当社は、適正な財務報告とその信頼性を確保するために、組織体制を整備するとともに、内部統制システム基本規程に基づき、内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用します。

ロ. 取締役・執行役員の意思決定と業務の執行に係る文書（例えば、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等）については、法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、適切に管理し、取締役、監査役が

- 当該文書を速やかに閲覽できる体制を整備します。
- ハ. 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき厳格かつ適切に管理します。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、当社の主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にして、リスクの分析評価を行うとともに、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などリスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。
- ロ. 中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、社長を議長とする取締役・執行役員で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、取締役会に報告します。
- ハ. これらのリスクマネジメントに関する活動を体系化し統一的に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企業活動の持続的発展に結びつけていきます。
- ニ. 会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程に基づき、社長が関係者を招集し、状況の把握と対策を講ずるとともに、速やかに取締役会及び監査役会に報告します。
- ホ. 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急対策基本規程に基づき、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小化と事業の早期回復に努めます。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、取締役・執行役員の職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ロ. 取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
- ハ. 取締役会は、経営戦略会議が策定した中期経営計画とそれに連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。

ニ. 社長は、中期経営計画と経営予算に基づき自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。執行役員は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。

**⑤ 当該株式会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ. 当社グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範の徹底を図ります。

ロ. 取締役・執行役員は、グループ経営の効率性をより高めるために、分担する子会社の取締役・執行役員と緊密な連携のもと、経営管理を実施するとともに、リスクマネジメント体制の整備を図ります。

ハ. 取締役・執行役員は、それぞれの職務分担に従い、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するように指導します。

ニ. アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

イ. 監査役は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。

ロ. 監査役は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

イ. 監査役よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、取締役・執行役員及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。

ロ. 内部監査部門の長の人事異動は、常勤監査役の事前の同意を得なければならないものとします。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に加え、経営戦略会議、中期経営計画等の審議会など重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できるものとします。

- ロ. 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役・執行役員及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができます。
- ハ. 取締役・執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を、速やかに監査役に報告するものとします。また、監査役への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周知徹底するものとします。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
- ロ. 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができます。
- ハ. 監査役が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査役への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。
- ニ. 取締役・執行役員は、監査役の監査がより効果的に行われるために、内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。
- ホ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を活用できるものとします。

## (6) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

この点、当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、株主の皆様が適切に大規模な買付行為に応じるか否かの判断を行うためには、当社取締役会からの情報提供に加え、かかる大規模買付者から十分な情報を提供いただき、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会がこれに対する評価・意見等を提供することにより、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間が確保されることが極めて重要になるものと考えております。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。また、大規模買付ルールに従ったものであっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模な買付行為に対しては、対抗措置を講ずる必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれが存する場合には、かかる大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において相当な措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上をはかることが必要であると考えております。

## ② 基本方針の実現のための取組み

### イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成18年7月に「利益ある成長」戦略を実現し、「安全・安心で快適な社会の実現に貢献する企業」を目指した中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでまいりました。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のため、執行役員制度や社外取締役の導入による経営監督機能の強化、報酬諮問委員会の設置による経営の透明性の確保に努めております。

このような取組みは、当社の企業価値を高めるものであり、その結果、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。

### ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月27日開催の当社第81期定時株主総会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を付議し、株主の皆様のご承認を得て導入いたしました。

#### 1 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為（保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等、又は買付け等に係る株券等の株券等所有割合及び特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け等）が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大規模買付ルール」を定め、大規模買付者に対してルールの遵守を求め、大規模買付者がルールを遵守しない場合など必要に応じて対抗措置として新株予約権の無償割当て等を実施する、というものであります。なお、対抗措置を発動しない場合は、ルールに定める期間経過後に、株主の皆様の判断を仰ぐこととなります。

#### 2 大規模買付ルールの内容

大規模買付者は、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出した後、当社からの求めに応じ、大規模買付者の詳細、買付けの目的、方法及び内容、買付け後の当社の経営方針等の大規模買付情報を提供するものとします。

当該大規模買付情報の提供の完了後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下「買付行為評価期間」とい

います。)として当社取締役会に与えられるものとしします。

当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付情報等の提供を受けた後、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者によって構成される独立委員会に、買付け内容の検討、対抗措置発動の是非等について諮問し、独立委員会は、買付行為評価期間内に、当該買付け内容等を検討し、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発動について決議するものとしします。

### 3 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。この新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付すことができるものとしします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動することがあります。

### 4 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社第81期定時株主総会終結の時から平成22年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの3年間とします。なお、本プランは、有効期間内であっても、当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

### 5 株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、対抗措置が発動されない限り、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当て時においては、割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式の数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられます。株主の皆様が新株予約権の行使の手続を行わない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合には、株式の希釈化は生じません。

### ③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、対抗措置の概要等を規定するものでありますが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断を可能とするために、大規模買付者から情報提供をすること、及び、それに対する当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを定めております。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模買付行為に対しては、対抗措置を講じることがあることを定めております。よって、本プランは、基本方針に沿うものであると考えます。

また、当社は、本プランが、独立委員会の設置など、公正性・客観性を担保し、取締役会の恣意的判断を排除する仕組みが講じられており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

(注) 本プランは、平成22年6月24日開催予定の当社第84期定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となります。当社は、平成22年4月27日開催の取締役会において、当社第84期定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続導入することを決定いたしました。

---

(注) 本事業報告における金額及び株式数は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率(%)は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|-----------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                | <b>負 債 の 部</b>         |                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>67,749</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>27,813</b>  |
| 現金及び預金          | 26,269         | 支払手形及び買掛金              | 5,296          |
| 受取手形及び売掛金       | 21,012         | 短期借入金                  | 4,150          |
| 製 品             | 5,049          | 1年内償還予定の新株予約権付社債       | 7,024          |
| 仕 掛 品           | 3,804          | 未 払 法 人 税 等            | 1,058          |
| 原 材 料           | 4,616          | 役員賞与引当金                | 15             |
| 繰延税金資産          | 6,288          | そ の 他                  | 10,267         |
| そ の 他           | 960            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>35,700</b>  |
| 貸倒引当金           | △253           | 社 債                    | 10,000         |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>33,439</b>  | 長期借入金                  | 21,100         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>19,117</b>  | リース債務                  | 1,659          |
| 建物及び構築物         | 11,669         | 繰延税金負債                 | 598            |
| 機械装置及び運搬具       | 1,642          | 退職給付引当金                | 1,686          |
| 工具、器具及び備品       | 1,470          | 役員退職慰労引当金              | 15             |
| 土 地             | 4,333          | そ の 他                  | 639            |
| 建設仮勘定           | 0              | <b>負 債 合 計</b>         | <b>63,514</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,509</b>   | <b>純資産の部</b>           |                |
| の れ ん           | 2,882          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>44,191</b>  |
| そ の 他           | 626            | 資 本 金                  | 14,049         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,812</b>  | 資 本 剰 余 金              | 22,999         |
| 投資有価証券          | 906            | 利 益 剰 余 金              | 7,978          |
| 繰延税金資産          | 1,312          | 自 己 株 式                | △836           |
| 長期前払費用          | 8,064          | 評価・換算差額等               | △6,537         |
| そ の 他           | 530            | その他有価証券評価差額金           | 138            |
| 貸倒引当金           | △1             | 繰延ヘッジ損益                | △28            |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>101,188</b> | 為替換算調整勘定               | △6,647         |
|                 |                | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>19</b>      |
|                 |                | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>37,674</b>  |
|                 |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>101,188</b> |

## 連結損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 73,548 |
| 売 上 原 価                 |       | 42,707 |
| 売 上 総 利 益               |       | 30,840 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 26,257 |
| 営 業 利 益                 |       | 4,583  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 97    |        |
| そ の 他                   | 216   | 314    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 630   |        |
| 為 替 差 損                 | 320   |        |
| そ の 他                   | 367   | 1,319  |
| 経 常 利 益                 |       | 3,578  |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 148   |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 140   |        |
| 社 債 買 入 消 却 益           | 62    | 351    |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 16    | 16     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |       | 3,912  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 727   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,800 | 3,527  |
| 当 期 純 利 益               |       | 385    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額           | 科 目                 | 金 額           |
|---------------|---------------|---------------------|---------------|
| <b>株主資本</b>   |               | <b>評価・換算差額等</b>     |               |
| <b>資本金</b>    |               | <b>その他有価証券評価差額金</b> |               |
| 前期末残高         | 14,049        | 前期末残高               | 258           |
| 当期変動額         |               | 当期変動額               |               |
| 当期変動額合計       | -             | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △119          |
| <b>当期末残高</b>  | <b>14,049</b> | 当期変動額合計             | △119          |
| <b>資本剰余金</b>  |               | <b>当期末残高</b>        | <b>138</b>    |
| 前期末残高         | 22,999        | <b>繰延ヘッジ損益</b>      |               |
| 当期変動額         |               | 前期末残高               | △21           |
| 当期変動額合計       | -             | 当期変動額               |               |
| <b>当期末残高</b>  | <b>22,999</b> | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △7            |
| <b>利益剰余金</b>  |               | 当期変動額合計             | △7            |
| 前期末残高         | 7,593         | <b>当期末残高</b>        | <b>△28</b>    |
| 当期変動額         |               | <b>為替換算調整勘定</b>     |               |
| 剰余金の配当        | -             | 前期末残高               | △6,542        |
| 当期純利益         | 385           | 当期変動額               |               |
| 自己株式の処分       | △0            | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △104          |
| 当期変動額合計       | 384           | 当期変動額合計             | △104          |
| <b>当期末残高</b>  | <b>7,978</b>  | <b>当期末残高</b>        | <b>△6,647</b> |
| <b>自己株式</b>   |               | <b>評価・換算差額等合計</b>   |               |
| 前期末残高         | △832          | 前期末残高               | △6,305        |
| 当期変動額         |               | 当期変動額               |               |
| 自己株式の取得       | △4            | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △231          |
| 自己株式の処分       | 0             | 当期変動額合計             | △231          |
| 当期変動額合計       | △3            | <b>当期末残高</b>        | <b>△6,537</b> |
| <b>当期末残高</b>  | <b>△836</b>   | <b>新株予約権</b>        |               |
| <b>株主資本合計</b> |               | 前期末残高               | 19            |
| 前期末残高         | 43,810        | 当期変動額               |               |
| 当期変動額         |               | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -             |
| 剰余金の配当        | -             | 当期変動額合計             | -             |
| 当期純利益         | 385           | <b>当期末残高</b>        | <b>19</b>     |
| 自己株式の取得       | △4            | <b>純資産合計</b>        |               |
| 自己株式の処分       | 0             | 前期末残高               | 37,524        |
| 当期変動額合計       | 381           | 当期変動額               |               |
| <b>当期末残高</b>  | <b>44,191</b> | 剰余金の配当              | -             |
|               |               | 当期純利益               | 385           |
|               |               | 自己株式の取得             | △4            |
|               |               | 自己株式の処分             | 0             |
|               |               | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △231          |
|               |               | 当期変動額合計             | 149           |
|               |               | <b>当期末残高</b>        | <b>37,674</b> |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲等に関する事項

##### a. 連結の子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 41社

Anritsu Instruments S.A.S.及びNetTest Pte Ltd.は、当連結会計年度において清算したため、連結の範囲より除外しております。

主要な連結子会社の名称

Anritsu U.S. Holding Inc.、Anritsu Company、Anritsu A/S、東北アンリツ株式会社

##### b. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### a. 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

(関連会社)

CN Resources International (CZ) A/S, Czech

##### b. 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

株式会社市川電機

持分法を適用していない理由

連結当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため。

##### c. 持分法の適用の手續について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社であるCN Resources International (CZ) A/S, Czechの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、2月28日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### a. 資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 有価証券（その他有価証券）

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

###### 2) たな卸資産 …… 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### 3) デリバティブ …… 時価法

##### b. 固定資産の減価償却の方法

###### 1) 有形固定資産 …… 主として定率法

（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

###### 2) 無形固定資産 …… 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### 3) リース資産 …… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

c. 引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。
- 2) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、発生時に費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。  
(会計方針の変更)  
当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）  
（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。当該変更に伴う退職給付債務及び損益に与える影響はありません。
- 3) 役員退職慰労引当金 …… 国内連結子会社等は、役員の退職慰労引当金支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。  
なお、当社は平成16年6月の取締役会及び監査役会において、当内規を廃止し今後役員退職慰労金の支給は行わないことを決議いたしました。  
従って、役員の退職慰労金支出に備えるため、当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。
- 4) 役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

d. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 1) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- 2) 重要なヘッジ会計の方法
  - a) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
  - b) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段： 為替予約、金利スワップ  
ヘッジ対象： 外貨建取引に係る金銭債権債務、長期借入金
  - c) ヘッジ方針  
為替予約については、内規に基づき、外貨建取引に係る金銭債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っております。原則として1年を超える長期契約を行わず、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針であります。金利スワップについては、内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。
  - d) ヘッジ有効性の評価  
為替予約については、決算日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レートと同日の直物相場レート比較により評価を行っております。金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果は極めて高いため、有効性の評価は省略して

おります。また、特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

3) 在外連結子会社の会計処理基準

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

4) のれんの償却に関する事項

のれんは、個々の投資の実態に合わせ、20年以内の投資回収見込年数で均等償却しております。なお、Anritsu A/S (旧商号NetTest) との間ののれんについては9年で均等償却を行っております。

5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6) 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

52,949百万円

(2) 保証債務

(単位：百万円)

| 被 保 証 者   | 保 証 金 額 | 内 容     |
|-----------|---------|---------|
| 当 社 従 業 員 | 612     | 住宅資金借入れ |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

128,037,848株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

213,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、外貨建取引に係る金銭債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針です。

b. 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に従い、営業債権について、各営業及び営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、当社及び一部の連結子会社は、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジを行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。満期保有目的の債券は、資金運用内規に従い格付けの高い債券のみを対象としているため、リスクは僅少であります。また、業務上の関係を有する企業の株式は、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務内容を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金に係る資金調達です。借入金のうち一部は、支払金利の変動リスクに晒されています。当該リスクを回避し支払利息の固定化を

図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が適時資金繰り計画を作成・更新するとともに、十分な手元流動性を維持することなどによりリスクを管理しております。

c. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

|                                 | 連結貸借対照表計上額（※） | 時価（※）    | 差額    |
|---------------------------------|---------------|----------|-------|
| a. 現金及び預金                       | 26,269        | 26,269   | —     |
| b. 受取手形及び売掛金                    | 21,012        | 21,012   | —     |
| c. 投資有価証券                       |               |          |       |
| その他有価証券                         | 636           | 636      | —     |
| d. 支払手形及び買掛金                    | (5,296)       | (5,296)  | —     |
| e. 短期借入金                        | (3,750)       | (3,750)  | —     |
| f. 社債及び新株予約権付社債<br>（1年内償還予定を含む） | (17,024)      | (16,400) | (623) |
| g. 長期借入金<br>（1年内返済予定を含む）        | (21,500)      | (21,493) | (6)   |
| h. リース債務<br>（1年内支払予定を含む）        | (2,208)       | (2,202)  | (6)   |
| i. デリバティブ取引                     | (43)          | (43)     | —     |

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で記載しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

a. 現金及び預金、並びに b. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

c. 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

d. 支払手形及び買掛金、並びに e. 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

f. 社債及び新株予約権付社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

g. 長期借入金、及び h. リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

i. デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金、並びに支払手形及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金、並びに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額111百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「c.投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

|           | 1年以内   |
|-----------|--------|
| 現金及び預金    | 26,269 |
| 受取手形及び売掛金 | 21,012 |
| 合計        | 47,282 |

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

|                          | 1年以内  | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|--------------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 社債及び新株予約権付社債(1年内償還予定を含む) | 7,024 | —           | 10,000      | —           | —           | —   |
| 長期借入金(1年内返済予定を含む)        | 400   | 400         | 15,100      | 600         | 5,000       | —   |
| リース債務(1年内支払予定を含む)        | 549   | 531         | 507         | 464         | 156         | 0   |
| 合計                       | 7,973 | 931         | 25,607      | 1,064       | 5,156       | 0   |

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、神奈川県、東京都、その他の地域において、賃貸商業施設等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は839百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は営業費用又は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

| 連結貸借対照表計上額 |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|------------|------------|------------|-------------|
| 前連結会計年度末残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 3,308      | △128       | 3,179      | 18,004      |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額の金額は、減価償却による減少額であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 295円49銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 3円02銭   |

## 7. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|-----------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                | <b>負 債 の 部</b>         |                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>46,590</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>29,049</b>  |
| 現金及び預金          | 20,882         | 支払手形                   | 8              |
| 受取手形            | 481            | 買掛金                    | 6,022          |
| 売掛金             | 13,303         | 短期借入金                  | 1,590          |
| 製品              | 1,896          | 1年内償還予定の新株予約権付社債       | 7,024          |
| 原材料             | 2,693          | リース債務                  | 422            |
| 仕掛品             | 1,100          | 未払金                    | 2,485          |
| 繰延税金資産          | 4,697          | 未払費用                   | 947            |
| その他             | 1,612          | 未払法人税等                 | 57             |
| 貸倒引当金           | △78            | 前受金                    | 888            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>76,659</b>  | 預り金                    | 9,602          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,478</b>   | その他                    | 0              |
| 建物              | 7,002          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>32,353</b>  |
| 構築物             | 161            | 社債                     | 10,000         |
| 機械及び装置          | 142            | 長期借入金                  | 20,500         |
| 車輛運搬具           | 0              | リース債務                  | 1,406          |
| 工具、器具及び備品       | 885            | 繰延税金負債                 | 188            |
| 土地              | 1,285          | 役員退職慰労引当金              | 10             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>343</b>     | その他                    | 248            |
| ソフトウェア          | 308            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>61,403</b>  |
| その他             | 34             | <b>純資産の部</b>           |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>66,838</b>  | <b>株 主 資 本</b>         | <b>61,722</b>  |
| 投資有価証券          | 422            | 資本金                    | 14,049         |
| 関係会社株式          | 50,553         | 資本剰余金                  | 22,999         |
| 出資金             | 20             | 資本準備金                  | 22,999         |
| 長期貸付金           | 9,179          | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>25,509</b>  |
| 長期前払費用          | 6,534          | 利益準備金                  | 2,468          |
| その他             | 128            | その他利益剰余金               | 23,041         |
| 貸倒引当金           | △1             | 別途積立金                  | 21,719         |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>123,250</b> | 繰越利益剰余金                | 1,322          |
|                 |                | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△836</b>    |
|                 |                | 評価・換算差額等               | 105            |
|                 |                | その他有価証券評価差額金           | 134            |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益                | △28            |
|                 |                | 新株予約権                  | 19             |
|                 |                | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>61,847</b>  |
|                 |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>123,250</b> |

## 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 36,753 |
| 売 上 原 価                 |       | 27,705 |
| 売 上 総 利 益               |       | 9,048  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 7,283  |
| 営 業 利 益                 |       | 1,764  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 307   |        |
| 受 取 配 当 金               | 344   |        |
| 為 替 差 益                 | 11    |        |
| ブ ラ ン ド 管 理 料 他         | 113   |        |
| そ の 他                   | 150   | 927    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 371   |        |
| 社 債 利 息                 | 187   |        |
| そ の 他                   | 261   | 820    |
| 経 常 利 益                 |       | 1,872  |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 148   |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 140   |        |
| 社 債 買 入 消 却 益           | 62    |        |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 46    | 397    |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 2,014 |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 16    | 2,031  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 238    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △409  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,918 | 2,509  |
| 当 期 純 損 失               |       | 2,270  |

## 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>株主資本</b>     |               | <b>評価・換算差額等</b>      |               |
| <b>資本金</b>      |               | <b>その他有価証券評価差額金</b>  |               |
| 前期末残高           | 14,049        | 前期末残高                | 256           |
| 当期変動額           |               | 当期変動額                |               |
| 当期変動額合計         | -             | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | △122          |
| <b>当期末残高</b>    | <b>14,049</b> | 当期変動額合計              | △122          |
| <b>資本剰余金</b>    |               | <b>当期末残高</b>         | <b>134</b>    |
| <b>資本準備金</b>    |               | <b>繰延ヘッジ損益</b>       |               |
| 前期末残高           | 22,999        | 前期末残高                | △21           |
| 当期変動額           |               | 当期変動額                |               |
| 当期変動額合計         | -             | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | △7            |
| <b>当期末残高</b>    | <b>22,999</b> | 当期変動額合計              | △7            |
| <b>利益剰余金</b>    |               | <b>当期末残高</b>         | <b>△28</b>    |
| <b>利益準備金</b>    |               | <b>評価・換算差額等合計</b>    |               |
| 前期末残高           | 2,468         | 前期末残高                | 235           |
| 当期変動額           |               | 当期変動額                |               |
| 当期変動額合計         | -             | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | △130          |
| <b>当期末残高</b>    | <b>2,468</b>  | 当期変動額合計              | △130          |
| <b>その他利益剰余金</b> |               | <b>当期末残高</b>         | <b>105</b>    |
| <b>別途積立金</b>    |               | <b>新株予約権</b>         |               |
| 前期末残高           | 21,719        | 前期末残高                | 19            |
| 当期変動額           |               | 当期変動額                |               |
| 当期変動額合計         | -             | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | -             |
| <b>当期末残高</b>    | <b>21,719</b> | 当期変動額合計              | -             |
| <b>繰越利益剰余金</b>  |               | <b>当期末残高</b>         | <b>19</b>     |
| 前期末残高           | 3,592         | <b>純資産合計</b>         |               |
| 当期変動額           |               | 前期末残高                | 64,251        |
| 当期純損失 (△)       | △2,270        | 当期変動額                |               |
| 自己株式の処分         | △0            | 当期純損失 (△)            | △2,270        |
| 当期変動額合計         | △2,270        | 自己株式の取得              | △4            |
| <b>当期末残高</b>    | <b>1,322</b>  | 自己株式の処分              | 0             |
| <b>利益剰余金合計</b>  |               | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | △130          |
| 前期末残高           | 27,779        | 当期変動額合計              | △2,404        |
| 当期変動額           |               | <b>当期末残高</b>         | <b>61,847</b> |
| 当期純損失 (△)       | △2,270        |                      |               |
| 自己株式の処分         | △0            |                      |               |
| 当期変動額合計         | △2,270        |                      |               |
| <b>当期末残高</b>    | <b>25,509</b> |                      |               |
| <b>自己株式</b>     |               |                      |               |
| 前期末残高           | △832          |                      |               |
| 当期変動額           |               |                      |               |
| 自己株式の取得         | △4            |                      |               |
| 自己株式の処分         | 0             |                      |               |
| 当期変動額合計         | △3            |                      |               |
| <b>当期末残高</b>    | <b>△836</b>   |                      |               |
| <b>株主資本合計</b>   |               |                      |               |
| 前期末残高           | 63,996        |                      |               |
| 当期変動額           |               |                      |               |
| 当期純損失 (△)       | △2,270        |                      |               |
| 自己株式の取得         | △4            |                      |               |
| 自己株式の処分         | 0             |                      |               |
| 当期変動額合計         | △2,274        |                      |               |
| <b>当期末残高</b>    | <b>61,722</b> |                      |               |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### a. 有価証券

1) 子会社株式及び …………… 移動平均法による原価法  
関連会社株式

##### 2) その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

##### b. たな卸資産

1) 製品及び仕掛品 …………… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

2) 原材料 …………… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### c. デリバティブ …………… 時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### a. 有形固定資産 …………… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法によっております。

##### b. 無形固定資産 …………… 定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### c. リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### a. 貸倒引当金 ……………

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。

##### b. 退職給付引当金 ……………

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、計算の結果、当事業年度においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として投資その他の資産の「長期前払費用」に含めて計上しております。過去勤務債務は、発生時に費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

当該変更に伴う退職給付債務及び損益に与える影響額はありません。

##### c. 役員退職慰労引当金 ……………

当社は平成16年6月の取締役会及び監査役会において、内規を廃止し今後役員退職慰労金の支給は行わないことを決議いたしました。従って、役員の退

職慰労金支出に備えるため、当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. ヘッジ会計の処理

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建取引に係る金銭債権債務、長期借入金

3) ヘッジ方針

為替予約については、内規に基づき、外貨建取引に係る金銭債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っております。原則として1年を超える長期契約を行わず、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針であります。

金利スワップについては、内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

4) ヘッジ有効性の評価

為替予約については、決算日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レートと同日の直物相場によるレート比較により評価を行っております。

金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

b. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

c. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(5) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分表記しておりました「未収入金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示することに変更しました。なお、当事業年度における「未収入金」の金額は1,116百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

29,189百万円

(2) 保証債務

(単位：百万円)

| 被 保 証 者           | 保 証 金 額 | 内 容        |
|-------------------|---------|------------|
| 当社従業員             | 612     | 住宅資金借入れ    |
| Anritsu A/S       | 2,776   | 海外子会社の借入金等 |
| Anritsu Ltd.      | 2       | 海外子会社の借入金等 |
| Anritsu EMEA Ltd. | 1       | 海外子会社の借入金等 |
| Anritsu Pte. Ltd. | 1       | 海外子会社の借入金等 |
| 計                 | 3,394   |            |

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 5,875百万円  |
| 短期金銭債務 | 14,693百万円 |
| 長期金銭債権 | 9,160百万円  |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 13,482百万円 |
| 仕入高        | 15,928百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 893百万円    |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 前事業年度末株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|-----------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 594,428   | 12,377     | 790        | 606,015   |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加12,377株は、単元未満株の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少790株は、単元未満株の買増請求による減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| たな卸資産     | 10,410百万円 |
| 関係会社株式    | 3,485百万円  |
| ソフトウェア    | 1,469百万円  |
| 投資有価証券    | 563百万円    |
| 税務上の繰越欠損金 | 386百万円    |
| 未払費用      | 360百万円    |
| その他       | 223百万円    |

繰延税金資産小計 16,900百万円

評価性引当金 △11,086百万円

繰延税金資産合計 5,814百万円

繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| 退職給付引当金      | 1,250百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 54百万円    |

繰延税金負債合計 1,304百万円

繰延税金資産の純額 4,509百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                     | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容   |                  | 取引の内容            | 取引金額           | 科目    | 期末残高  |
|-----|----------------------------|----------------|--------|------------------|------------------|----------------|-------|-------|
|     |                            |                | 役員の兼務等 | 事業上の関係           |                  |                |       |       |
| 子会社 | 東北アンリツ㈱                    | 所有直接100%       | あり     | 製品の製造事業の吸収分割(注)1 | 分割承継資産<br>分割承継負債 | 1,916<br>1,850 | —     | —     |
| 子会社 | アンリツネットワークス㈱               | 所有直接100%       | あり     | 製品の購入            | 情報通信機器等の購入(注)2   | 4,108          | 買掛金   | 2,394 |
| 子会社 | アンリツデバイス㈱                  | 所有直接100%       | あり     | 製品の購入            | 資金運用の受託(注)3      | 2,522          | 預り金   | 2,522 |
| 子会社 | アンリツデバイス㈱                  | 所有直接100%       | あり     | 製品の購入            | 配当金の受取           | 114            | —     | —     |
| 子会社 | アンリツ不動産㈱                   | 所有直接100%       | あり     | 不動産の賃貸           | 資金の貸付(注)4        | 5,301          | 長期貸付金 | 5,301 |
| 子会社 | アンリツ不動産㈱                   | 所有直接100%       | あり     | 不動産の賃貸           | 資金運用の受託(注)3      | 2,087          | 預り金   | 2,087 |
| 子会社 | アンリツ不動産㈱                   | 所有直接100%       | あり     | 不動産の賃貸           | 利息の受取(注)4        | 159            | —     | —     |
| 子会社 | Anritsu U.S. Holding, Inc. | 所有直接100%       | あり     | 米国における持株会社       | 資金の貸付(注)4        | 3,454          | 長期貸付金 | 3,454 |
| 子会社 | Anritsu U.S. Holding, Inc. | 所有直接100%       | あり     | 米国における持株会社       | 利息の受取(注)4        | 103            | —     | —     |
| 子会社 | Anritsu EMEA Ltd.          | 所有間接100%       | あり     | 製品の販売            | 計測器等の販売(注)2      | 2,162          | 売掛金   | 1,381 |
| 子会社 | Anritsu A/S                | 所有直接100%       | あり     | 製品の購入            | 借入金等に対する債務保証(注)5 | 2,776          | —     | —     |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 東北アンリツ株式会社は、平成21年4月1日に当社と重複している事業を当社へ吸収分割いたしました。上記の取引金額は、当該日に当社が承継した資産及び負債の金額を記載しております。

なお、取引の内容については、「8. その他の注記(企業結合・事業分離に関する注記)」に記載しております。

2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 資金運用の受託については、市場金利を勘案して利率を決定しており、運用期間は受託先の資金計画に基づき決定しております。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しており、返済期間は貸付先の事業計画に基づき決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 債務保証は、取引金融機関からの借入に対して当社が保証したものであります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 485円18銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 17円81銭  |

## 8. その他の注記

(企業結合・事業分離に関する注記)

連結子会社との吸収分割について

当社は、平成21年4月1日に100%子会社1社を以下のとおり吸収分割いたしました。

- a. 対象となった事業名称及びその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
  - 1) 対象となった事業の名称及びその事業内容  
東北アンリツ株式会社の計測器の製造に係る品質保証、生産技術及び生産管理事業並びに開発事業
  - 2) 企業結合の法的形式  
東北アンリツ株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする簡易吸収分割
  - 3) 結合後企業の名称  
変更ありません。
  - 4) 取引の目的を含む取引の概要  
経営資源及び人的資源の有効活用を図り、事業のさらなる経営効率化を目指すものであります。
- b. 実施した会計処理の概要  
本分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。当該分離に伴う抱合せ株式消滅差益46百万円を、当社で特別利益に計上しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年5月13日

アンリツ株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川一郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森居達郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンリツ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年5月13日

アンリツ株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川一郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森居達郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月13日

アンリツ株式会社 監査役会

常勤監査役 小 野 浩 平 ㊟

常勤監査役 斉 藤 五 郎 ㊟

社外監査役 龍 岡 資 晃 ㊟

社外監査役 的 井 保 夫 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役戸田博道、橋本裕一の両氏が任期満了となりますので、経営体制の強化のため取締役を1名増員し、取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | とだひろみち<br>戸田博道<br>(昭和22年10月9日生)    | 昭和46年4月 当社入社<br>平成12年6月 メジャメント ソリューションズ<br>ワイヤレスコム事業部長<br>平成14年7月 執行役員就任<br>ワイヤレスメジャメント ソリューションズ プレジデント<br>平成15年4月 計測事業統轄本部ワイヤレス計測<br>事業部長<br>平成16年4月 常務執行役員就任<br>計測事業統轄本部長<br>平成16年6月 取締役就任<br>計測事業統轄本部長委嘱<br>平成17年4月 専務執行役員兼務<br>平成17年6月 代表取締役社長就任<br>平成22年4月 代表取締役取締役会議長就任 (現任) | 22,000株    |
| 2     | はしもとひろかず<br>橋本裕一<br>(昭和24年10月20日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成10年4月 経理部長<br>平成14年6月 取締役就任 経理部長委嘱<br>執行役員兼務<br>平成16年4月 上席常務執行役員兼務<br>平成18年6月 専務執行役員兼務<br>平成19年6月 代表取締役就任<br>平成22年4月 代表取締役社長就任 (現任)                                                                                                                              | 11,000株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | ほそ だ やすし<br>細 田 泰<br>(昭和22年3月27日生) | 昭和44年4月 ソニー株式会社入社<br>昭和63年2月 ソニー・オーストラリア・リミテ<br>ッド取締役就任<br>平成4年4月 ソニー株式会社オーディオ海外マ<br>ーケティング部統括部長<br>平成6年5月 ソニー・ポルトガル・リミターダ<br>代表取締役社長就任<br>平成7年10月 ソニー・ヨーロッパ(アムステルダム)ビ<br>ーグイ 取締役ハイファイ担当就任<br>平成8年4月 ソニー株式会社パーソナル&モービ<br>ル・コミュニケーション・カンパニー海<br>外マーケティング部統括部長<br>平成9年6月 株式会社ソニー・ピクチャーズエ<br>ンタテインメント代表取締役社長<br>就任<br>平成10年3月 株式会社ソニー・ピクチャーズテ<br>レビジョン・ジャパン代表取締役<br>会長就任<br>平成13年6月 株式会社スカイパーフェクト・コ<br>ミュニケーションズ代表取締役社<br>長就任<br>平成15年6月 同社代表取締役会長就任<br>平成18年6月 同社取締役相談役就任<br>平成19年7月 株式会社アペックス顧問就任 (現<br>任)<br>平成19年9月 ユニゾン・キャピタル株式会社 マネジ<br>メント・アドバイザー就任 (現任)<br>平成22年4月 金沢工業大学大学院客員教授 (現<br>任) | なし             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 細田 泰氏は、社外取締役候補者であります。  
 なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 細田 泰氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 当社は、細田 泰氏が原案どおり選任された場合には、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
  - (3) 当社は、細田 泰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役的井保夫氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| やまもと とく お<br>山本 徳 男<br>(昭和33年2月24日生) | 昭和56年4月 日本電気株式会社入社<br>平成5年7月 同社経理第一部計画部計画課長<br>平成7年5月 NEC de Mexico, S.A. de C.V. 出向<br>平成11年7月 日本電気株式会社関連部第二部マネージャー<br>平成14年10月 同社関連企業部マネージャー<br>平成17年4月 同社関連企業部統括マネージャー<br>平成19年6月 同社関連企業部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>日本アビオニクス株式会社 社外監査役 | なし         |

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山本徳男氏は、社外監査役候補者であります。

なお、社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

- (1) 山本徳男氏は、日本電気株式会社において長年経理業務を経験し、財務及び会計に関する幅広い見識を有するとともに、同社の関連会社を統括する部門において豊富な経験を有しており、これらの豊富な知識、経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 当社は、山本徳男氏が原案どおり選任された場合には、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、8百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
3. 当社と日本アビオニクス株式会社との間に重要な取引関係はありません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成18年6月28日開催の当社第80期定時株主総会において補欠監査役に選任された新沢 忠氏の選任の効力は本総会の開始される時までの間とされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案による選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| なかざと たけし<br>中里 猛志<br>(昭和19年3月7日生) | 昭和44年4月 公認会計士登録<br>昭和44年7月 監査法人朝日会計社（現あずさ監査法人）入社<br>昭和57年9月 同法人社員就任<br>平成4年7月 監査法人朝日新和会計社（現あずさ監査法人）代表社員就任<br>平成7年5月 朝日監査法人（現あずさ監査法人）東京事務所理事就任<br>平成11年5月 同法人本部理事就任<br>平成12年5月 同法人千葉事務所長就任<br>平成13年7月 同法人首都圏事業部長就任<br>平成17年4月 千葉県包括外部監査人就任（3年間）<br>平成21年6月 あずさ監査法人定年退職<br>平成21年7月 中里猛志公認会計士事務所開設 | なし         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中里猛志氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。  
なお、補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 中里猛志氏は、公認会計士として豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 中里猛志氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として専門的な知識、豊富な経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
  - (3) 当社は、中里猛志氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、8百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成19年6月27日開催の当社第81期定時株主総会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）及び「基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）としての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）を付議し、株主の皆様にご承認いただきました。旧プランは本総会終結の時をもって有効期間満了となることから、当社取締役会は、情勢の変化、法令等の改正その他諸々の状況を踏まえ、当社における買収防衛策の在り方について検討を行ってまいりました。その結果、平成22年4月27日開催の当社取締役会において、旧プランの基本方針を維持することを確認したうえで、旧プランの一部に法令改正その他の所要の修正を行い策定した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、本総会における株主の皆様のご承認を条件に継続導入することを決定いたしました。

つきましては、本プランの継続につきまして、ご承認をお願いするものであります。

なお、旧プランからの改定の主な内容は次のとおりです。

- ①買付行為評価期間延長の場合の上限（原則として30日間）を設定しました。
- ②対抗措置発動要件を整理（厳格化）し、旧プランに規定されていた「買付けの条件等が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付けである場合」を削除しました。
- ③対抗措置発動に際して、独立委員会の勧告に基づいて株主意思確認のための株主総会を開催できる旨を規定しました。
- ④金融商品取引法等の法令の改正や株券電子化に伴う修正、その他所要の修正を行いました。

## 1. 基本方針等

### (1) 当社の事業特性（企業価値の源泉）

当社は、「誠と和と意欲をもって、“オリジナル&ハイレベル”な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する」ことを経営理念とし、創業以来110年余りにわたって、情報通信分野においてオリジナル&ハイレベルな技術で商品を提供し、グローバルなネットワーク社会の発展に貢献してきており、現在は、グループとして、計測事業、情報通信事業、産業機械事業及びその他の事業を展開しています。

当社がこれまで蓄積してきた有線通信・無線通信の両分野にわたる技術は、現在の主力ビジネスである計測事業の根幹をなすものであり、その商品・ソリューションは、日本のみならず世界各国の通信事業者や、通信用機器・端末機器・電子デバイス等の製造業者等で広く使用されております。情報通信事業は、映像監視ソリューションなどを通して、暮らしの安全に貢献してまいりました。また、産業機械事業は、主に食品・薬化品業界向けに、重量選別機や異物検出機等を提供し、消費者の安全・安心に貢献しています。

これまで110年余りにわたって蓄積した通信技術・計測技術・検査技術は当社のコア技術であり、顧客からの厚い信頼を得てきました。また、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源であり、これらが当社グループの企業価値の源泉となり、株主共同の利益を構築していると考えています。

### (2) 基本方針

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、前記(1)で述べた、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

この点、当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、株主の皆様が適切に大規模な買付行為に応じるか否かの判断を行うためには、当社取締役会からの情報提供に加え、かかる大規模買付者から十分な情報を提供いただき、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会がこれに対する評価・意見等を提供することにより、

株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間が確保されることが極めて重要になるものと考えております。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、後記3. (4)をご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。また、大規模買付ルールに従ったものであっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模な買付行為に対しては、対抗措置を講ずる必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれが存する場合には、かかる大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において相当な措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上をはかることが必要であると考えております。

## 2. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

### (1) 中期経営計画の策定等

情報通信ネットワークの分野においては、固定通信、移動通信の両分野における多様な方式によるブロードバンド化の推進と統合化の動きや、それらを利用した多種多様なサービスが進展しています。特に移動通信の分野では、次世代の世界共通のプラットフォームとなるLTE（Long Term Evolution）等、多様な新方式の開発と導入が盛んです。

このように技術革新がめまぐるしく進み、グローバルな競争が激化している中、当社は、平成20年1月から、「利益ある成長」戦略を再構築する「経営革新2008」に着手し、継続的に取り組んでまいりました。また、利益ある持続的成長を目指した中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。

事業部門別の具体的な取組みとしては、計測事業は、LTEなど通信市場での成長分野の強化、エレクトロニクス市場の開拓、サービス・アシュアランス事業の再構築などにより収益性の確保をはかってまいります。

情報通信事業は、IPネットワーク技術をコアに、防災、監視ネットワークビジネスの拡大を目指します。

産業機械事業は、食品に対する安全意識が世界的に高まっている中、異物検出技術をコアに、アジアなどの成長市場への展開を進めるとともに、収益性の向上に取り組んでまいります。

当社は、これら中期経営計画等を実現し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献することが、当社グループの責務であるとともに、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。それ故、中期経営計画等に基づく取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記1.(2)の基本方針に沿うものと考えます。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、企業価値を継続的に向上させていくため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する環境と意思決定システムの整備に努めています。

具体的には、当社は、取締役会と監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。執行役員制度の導入により、取締役会の経営監督機能を強化するとともに、権限委譲による意思決定の迅速化をはかっています。また、経営監督機能の一層の強化を目的として、独立性のある社外取締役を1名選任しています。なお、本総会において、独立性のある社外取締役1名を含む取締役選任議案を付議しており、同議案が承認可決されますと、独立性のある社外取締役は2名となります。さらに、社外取締役や社外有識者が委員となっている報酬諮問委員会を、取締役会の諮問機関として設置し、取締役・執行役員・理事の報酬制度や具体的な評価について審議することにより、役員報酬に関する透明性・客観性を高めています。

このような取組みは、当社の企業価値を高めるものであり、その結果、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記1.(2)の基本方針に沿うものと考えます。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プラン継続の必要性及び目的

当社がこれまで培ってきた技術力とその商品・サービスは、今後の通信ネットワークの発展・構築には必要不可欠であり、特に、有線通信・無線通信双方において、研究開発から製造、保守用途まで多岐にわたる計測器を提供できる能力を持つ企業は世界でも限られています。このため、当社がこれまで蓄積してきた専門知識、技術、ノウハウ等に興味を示し、突如として大規模買付者が出現する可能性が、引き続きあると考えています。

もとより、前記1.(2)「基本方針」のとおり、当社は、株式公開企業であり、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かは、最終的に当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、当社は、今後も継続的に企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保するには、アンリツグループの各事業がシナジーを創出し、グループ全体のブランド力を高めていくことが重要であり、また、110年を超えて培った情報通信等に関する専門知識・技術・ノウハウをはじめとする当社の企業価値の把握は、当社の事業特性に対する理解なくしては困難であると考えております。

そこで、前記1.(2)で述べましたとおり、当社は、大規模な買付行為を行う者は、株主の皆様への判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきである、と考えております。

#### (2) 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大規模買付ルール」（その内容については後記(4)をご参照ください。）を定め、かかる大規模買付ルールに従い、大規模買付者に対してルールの遵守を求め、また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定め、必要に応じて対抗措置として差別的行使条件を付した新株予約権の無償割当て等の当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置を実施する、というものであります。なお、対抗措置を発動しない場合は、ルールに定める期間経過後に、株主の皆様への判断を仰ぐこととなります。

### (3) 対象となる大規模買付行為

本プランでは、次の(a)又は(b)に該当する行為もしくはこれに類似する行為又は提案（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合に適用対象とします。ただし、予め当社取締役会が同意した買付けは含まないものとします。なお、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

- (a) 当社が発行者である株券等<sup>(注1)</sup>について、保有者<sup>(注2)</sup>の株券等保有割合<sup>(注3)</sup>が20%以上となる買付け等
- (b) 当社が発行者である株券等<sup>(注4)</sup>について、買付け等<sup>(注5)</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>(注6)</sup>及び特別関係者<sup>(注7)</sup>の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け等

なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書並びにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- 
- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
  - (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
  - (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。この場合においては、当該保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。）の保有株券等の数（同法同条第4項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。本議案において同じとします。
  - (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。(b)において同じとします。
  - (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本議案において同じとします。
  - (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
  - (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

#### (4) 大規模買付ルールの内容

##### ① 大規模買付情報の提供の要求

大規模買付者には、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報が大規模買付情報として不十分であると当社取締役会が判断した場合には、必要に応じて後記5.

(1)の独立委員会に諮問の上、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めて、大規模買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された情報は、株主の皆様のご判断のために必要と認められる場合には、適切と判断される時点で、その全部又は一部を開示します。

大規模買付者が提供すべき大規模買付情報の項目の一部は次のとおりであります。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- (b) 買付けの目的、方法及び内容（買付けの対価の価額・種類、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性を含みます。）
- (c) 買付けの価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- (d) 買付けの資金の裏付け（買付けの資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策
- (f) 買付け後の当社及び当社グループの従業員、労働組合、顧客、取引先、地域社会その他の利害関係者に関する対応方針
- (g) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (h) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令等の遵守に関する事項
- (i) その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、意向表明書等の記載を含む、当社取締役会等への一切の情報提供、通知・連絡並びに交渉は、日本語においてなされるもののみ、正当なものとしします。

## ② 買付内容の評価検討

### (イ) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、次の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間（以下「買付行為評価期間」といいます。）として与えられるものとします。従って、大規模買付行為は、買付行為評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合 60日間

(b) その他の大規模買付行為の場合 90日間

買付行為評価期間中、当社取締役会は、必要に応じ外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受け、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

### (ロ) 独立委員会による検討並びに当社取締役会への勧告

当社取締役会は、前記(イ)の評価検討と併せて、大規模買付者から大規模買付情報等の提供を受けた後、独立委員会に、大規模買付者の買付内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等及び対抗措置発動の是非等について諮問します。

独立委員会は、買付行為評価期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付けの内容等を検討し、後記(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に基づき、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告（発動に関して株主総会の承認を受けるべき旨の勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、必要に応じ、買付内容等の検討、取締役会への勧告等に際し、外部専門家の助言を受けることができるものとします。また、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議等を求めた場合には、大規模買付者は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が、買付行為評価期間満了時まで、対抗措置発動又は不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者の買付け等の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日を上限とします。）で、買付行為評価期間を延長する旨の決議を行います。この場

合、当社は、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を速やかに株主の皆様へ開示します。

③ 当社取締役会の決議等

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発動について決議するものとします。

ただし、独立委員会が対抗措置の発動に際して株主総会の承認を予め得るべき旨の勧告を行った場合、当社取締役会は、株主意思確認のための株主総会を招集し、対抗措置発動に関する議案を付議することができるものとします。当社取締役会は、当該株主総会において対抗措置発動に関する議案が可決された場合には、対抗措置発動の決議を行い、議案が否決された場合には、不発動の決議を行うものとします。

なお、対抗措置発動の取締役会決議に際しては、事前に監査役の過半数の同意を要するものとします。また、当社取締役会は、当該決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適切な措置をとることがあり、かかる措置として、後記(6)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が認める措置を行うことがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、並びに、対抗措置の発動の適否及び具体的な方法については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、例外的に大規模買付行為に対する対抗措置として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るための適

切な措置をとることがあり、かかる措置として、後記(6)「対抗措置の概要」のとおり、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が認める措置を行うことがあります。具体的には、次の(a)から(f)までのいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと判断します。大規模買付行為が次の(a)から(f)までのいずれにも該当しないと認められる場合には、当社は対抗措置を発動しません。なお、対抗措置の発動の適否及び具体的な方法については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

- (a) 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求するような場合
- (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような場合
- (c) 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用するような場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けるような場合
- (e) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付けである場合
- (f) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、従業員、顧客、取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付けである場合

③ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者から買付提案の判断の基礎になった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合、大規模買付行為が存しなくなった場合その他対抗措置の発動が相当ではないと判断した場合には、原則として、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利確定前に限り、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

かかる対抗措置発動の停止等を行う場合に、株主及び投資家の皆様にご与える影響については、後記6. (2)をご参照ください。

#### (6) 対抗措置の概要（新株予約権の無償割当て）

本プランにおける、大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、次のとおりであります。

- ① 割当ての対象となる株主及び新株予約権の数  
新株予約権の無償割当てを行う時に当社取締役会が定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権の無償割当てをします。
- ② 新株予約権無償割当ての効力発生日  
新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が定めます。
- ③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株以内で当社取締役会が定める数とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
- ④ 割当てする新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、割当基準日における当社の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）を上限として当社取締役会が定める数とします。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とします。
- ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ⑦ 新株予約権の行使期間  
新株予約権無償割当ての決議において、取締役会が定める日を初日とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で定める期間とします。
- ⑧ 新株予約権の行使条件  
次の(a)から(d)までに掲げる者（以下「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使できないものとします。
  - (a) 大規模買付者
  - (b) 大規模買付者の共同保有者
  - (c) 大規模買付者の特別関係者
  - (d) 上記(a)から(c)までに該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくはは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。）

⑨ 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権につき、当社取締役会が定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨の取得条件を付けることがあります。かかる場合においては、当該取得がなされた日より後に、新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち、当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

4. 本プランの有効期間及び変更・廃止等

(1) 有効期間

本プランは、本総会で出席株主の皆様様の議決権の過半数のご承認をいただけた場合にのみ、効力を生じます。本総会でご承認いただけた場合は、本プランの有効期間は、本総会終結の時から平成25年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの3年間とします。

(2) 変更・廃止

本プランは、有効期間内であっても、独立委員会の勧告又は取締役会自身の判断により当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間内であっても、本プランの変更が必要になった場合には、独立委員会の勧告に従い随時見直しを行い、直近で開催される定時株主総会において、その変更内容につき株主の皆様にお諮りするものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び内容（変更の場合）その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成22年4月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により、前記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、前記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的判断を排除し、手続・判断の公正性・合理性を確保するため、当社は、社外取締役、社外監査役及び社外有識者から成る独立委員会を設置します。独立委員会は取締役会の諮問機関として、大規模買付ルール遵守状況の確認、買付内容等の検討及び対抗措置の検討を行い、対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。なお、独立委員会による評価検討に際しては、前記3.(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に基づいて判断するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重します。

独立委員会の委員の人数は、原則3名以上とし、任期は、原則選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとします。

(独立委員会規則の概要並びに各委員の氏名及び略歴については、それぞれ別紙1及び別紙2をご参照ください。)

### (2) 株主意思を尊重するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、定時株主総会における株主の皆様のご承認のもとに本プランを導入することとしております。

また、前記3.(4)「大規模買付ルールの内容」に記載のとおり、所定の場合には当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

なお、前記4.「本プランの有効期間及び変更・廃止等」に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議により本プランを廃止することが可能です。

### (3) 外部専門家の助言

当社取締役会、監査役及び独立委員会は、その検討、判断に際して、公正性・合理性をより一層高めるため、必要に応じ会社の費用負担においてファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を受けることができます。

### (4) 合理的な客観的条件の設定

本プランにおける対抗措置は、前記3.(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的条件に該当した場合のみ発動されるように設定するとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することにしており当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(6) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、前記4.「本プランの有効期間及び変更・廃止等」に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもおお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(7) 本プランについての当社の判断

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、対抗措置の概要等を規定するものでありますが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断を可能とするために、大規模買付者から情報提供をすること、及び、それに対する当社取締役会における一定の評価期間が経過した後にも、大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを定めております。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模買付行為に対しては、対抗措置を講じることがあることを定めております。よって、本プランは、基本方針に沿うものであると考えます。

また、前記(1)から(6)より、当社は、本プランが、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

**6. 株主及び投資家の皆様に与える影響**

(1) 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時点においては、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が認める措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

この点、大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の

皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.(5)において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2) 新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他後記(3)「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」②において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、後記(3)「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」③に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換に当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせず、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

① 新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において新株予約権の無償割当てを決議した場合には、当社は、割当基準日を公告します。割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権が無償にて割り当てられ、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使手続

当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式といたします。）その他新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、1株以下で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることとなります。

③ 当社による新株予約権の取得手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換に当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、株主の皆様においては、金銭の払込みを含む前記②に記載の新株予約権の行使手続は不要ですが、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

## 別紙 1

### 独立委員会規則の概要

#### 1. 構成

- ・独立委員会は、企業経営についての高度の見識又は高度の専門知識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者で構成するものとし、その人数は原則として3名以上とします。
- ・独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任します。

#### 2. 任期

- ・独立委員会の委員の任期は、原則として選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないものとします。任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなします。ただし、当社社外取締役又は当社社外監査役であった委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合には、独立委員会の委員としての任期も同様に終了するものとします。

#### 3. 権限及び責任

- ・独立委員会は、取締役会の諮問に応じ、主として次に掲げる事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。
  - 1 大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断
  - 2 本プランの対象となる大規模買付行為により、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断
  - 3 大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるかどうかの判断
  - 4 買付行為評価期間の延長が必要かどうかの判断
  - 5 対抗措置の発動の要否（発動に関して株主総会の承認を受けるべき旨の勧告を含む。）
  - 6 対抗措置の中止等の要否
  - 7 本プランの廃止又は変更の要否

- ・独立委員会は、上記の事項に加え、取締役会の諮問・要請に応じ、以下に記載される事項等を行うことができます。
  - 1 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - 2 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査・検討
  - 3 大規模買付者との交渉・協議
  - 4 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討
- ・独立委員会は、大規模買付者に対し、提供された大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供するよう求めることができます。また、独立委員会は、大規模買付者から十分な情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができます。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができます。
- ・独立委員会は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上の観点から決議その他の事項を行うことを要し、各委員は自己又は経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的とはなりません。
- ・当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動その他の事項に関し、決議を行うものとします。

#### 4. 決議

- ・独立委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての委員が出席し、その過半数をもって行います。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

別紙 2

独立委員会の委員の略歴

清田 瞭（きよた あきら） 昭和20年5月6日生

|         |                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 昭和44年4月 | 大和証券株式会社入社                                             |
| 平成6年6月  | 同社取締役就任                                                |
| 平成9年6月  | 同社常務取締役就任                                              |
| 平成9年10月 | 同社代表取締役副社長就任                                           |
| 平成11年4月 | 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社（現大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社）代表取締役社長就任 |
| 平成16年6月 | 株式会社大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役就任                             |
| 平成17年6月 | 当社取締役（社外取締役）就任（現任）                                     |
| 平成20年6月 | 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役就任（現任）                          |

龍岡 資晃（たつおか すけあき） 昭和16年9月28日生

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 昭和38年9月  | 司法試験合格                   |
| 昭和41年4月  | 東京地方裁判所判事補               |
| 昭和44年4月  | 福島地方・家庭裁判所いわき支部判事補       |
| 昭和47年4月  | 東京地方裁判所判事補               |
| 昭和51年4月  | 大阪地方裁判所判事（大阪高等裁判所判事職務代行） |
| 昭和54年4月  | 最高裁判所調査官                 |
| 昭和59年4月  | 東京地方裁判所判事（東京高等裁判所判事職務代行） |
| 昭和60年4月  | 東京高等裁判所判事                |
| 昭和62年4月  | 札幌地方裁判所判事・部総括            |
| 平成3年4月   | 最高裁判所上席調査官               |
| 平成7年4月   | 東京地方裁判所判事・部総括            |
| 平成10年2月  | 宇都宮地方裁判所所長               |
| 平成11年8月  | 東京高等裁判所判事・部総括            |
| 平成13年9月  | 東京地方裁判所所長                |
| 平成15年1月  | 広島高等裁判所所長官               |
| 平成17年5月  | 福岡高等裁判所所長官               |
| 平成18年9月  | 定年退官                     |
| 平成18年10月 | 学習院大学法科大学院非常勤講師          |
| 平成19年2月  | 弁護士登録                    |
| 平成19年4月  | 学習院大学法科大学院教授（現任）         |
| 平成19年6月  | 当社監査役（社外監査役）就任（現任）       |

細田 泰 (ほそだ やすし) 昭和22年3月27日生

昭和44年4月 ソニー株式会社入社

昭和63年2月 ソニー・オーストラリア・リミテッド取締役就任

平成4年4月 ソニー株式会社オーディオ海外マーケティング部統括部長

平成6年5月 ソニー・ポルトガル・リミターダ代表取締役社長就任

平成7年10月 ソニー・ヨーロッパ (アムステルダム) ビーブイ取締役ハイフアイ担当就任

平成8年4月 ソニー株式会社 パーソナル&モービル・コミュニケーション・カンパニー海外マーケティング部統括部長

平成9年6月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント代表取締役社長就任

平成10年3月 株式会社ソニー・ピクチャーズテレビジョン・ジャパン代表取締役会長就任

平成13年6月 株式会社スカパーフェクト・コミュニケーションズ代表取締役社長就任

平成15年6月 同社代表取締役会長就任

平成18年6月 同社取締役相談役就任

平成19年7月 株式会社アペックス顧問就任 (現任)

平成19年9月 ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー就任 (現任)

平成22年4月 金沢工業大学大学院客員教授 (現任)

平成22年6月 当社取締役 (社外取締役) 就任予定

伊東 敏 (いとう さとし) 昭和17年7月25日生

昭和42年1月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー日本事務所入所

昭和45年12月 公認会計士登録

昭和53年9月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー パートナー

平成5年9月 朝日監査法人 (現あずさ監査法人) 代表社員

平成13年8月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー日本事務所、朝日監査法人 (現あずさ監査法人) 退所

平成14年4月 中央大学会計専門大学院 (現中央大学専門職大学院) 国際会計研究科教授

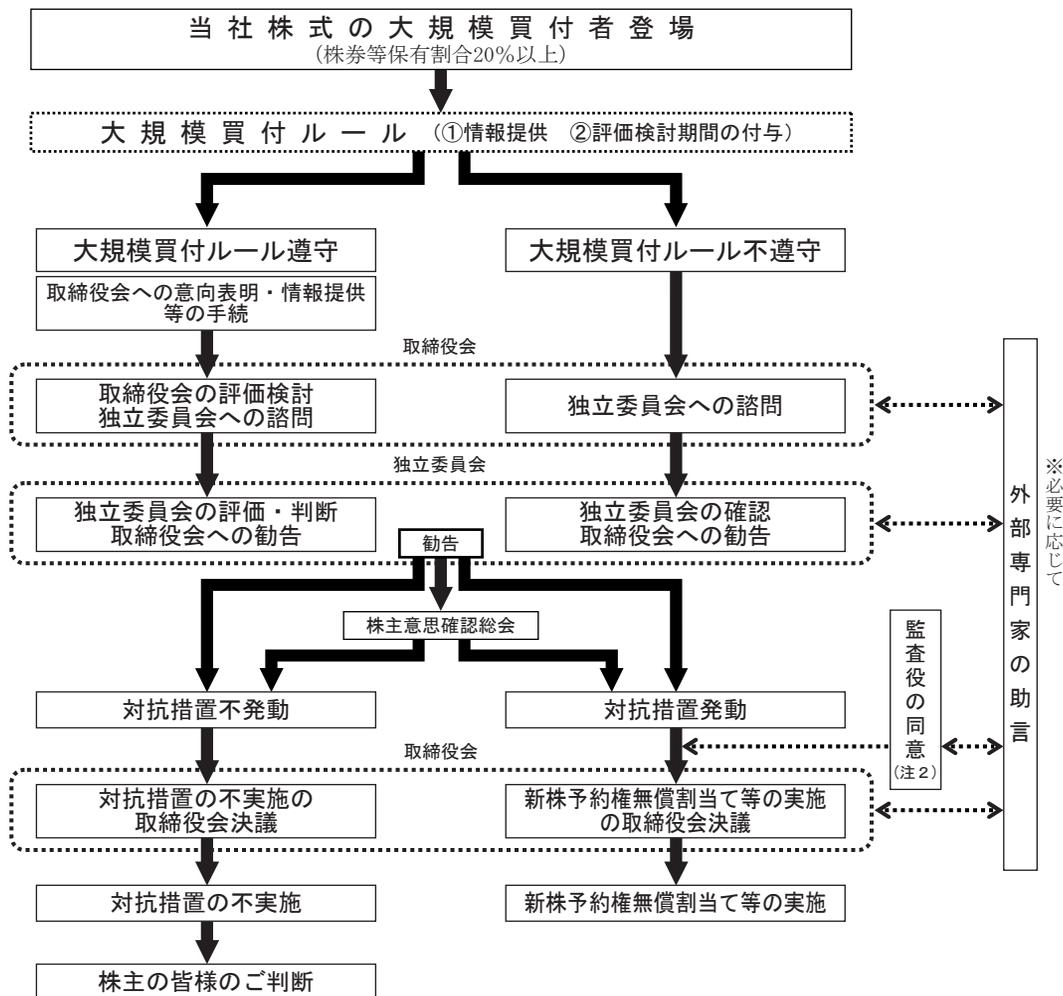
平成19年3月 同大学院国際会計研究科教授退任

平成20年6月 日本電気株式会社監査役 (社外監査役) 就任 (現任)

(注) 細田 泰氏は本総会第1号議案「取締役3名選任の件」における取締役 (社外取締役) 候補者であります。

別紙 3

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート



(注1) 上記フローチャートは、本プランに対する理解を容易にすることを目的とした参考資料です。本プランの詳細については本文をご参照ください。

(注2) 対抗措置発動の取締役会決議に際しては、事前の監査役の同意を必要とし、対抗措置不発動の場合は不要とします。

以 上

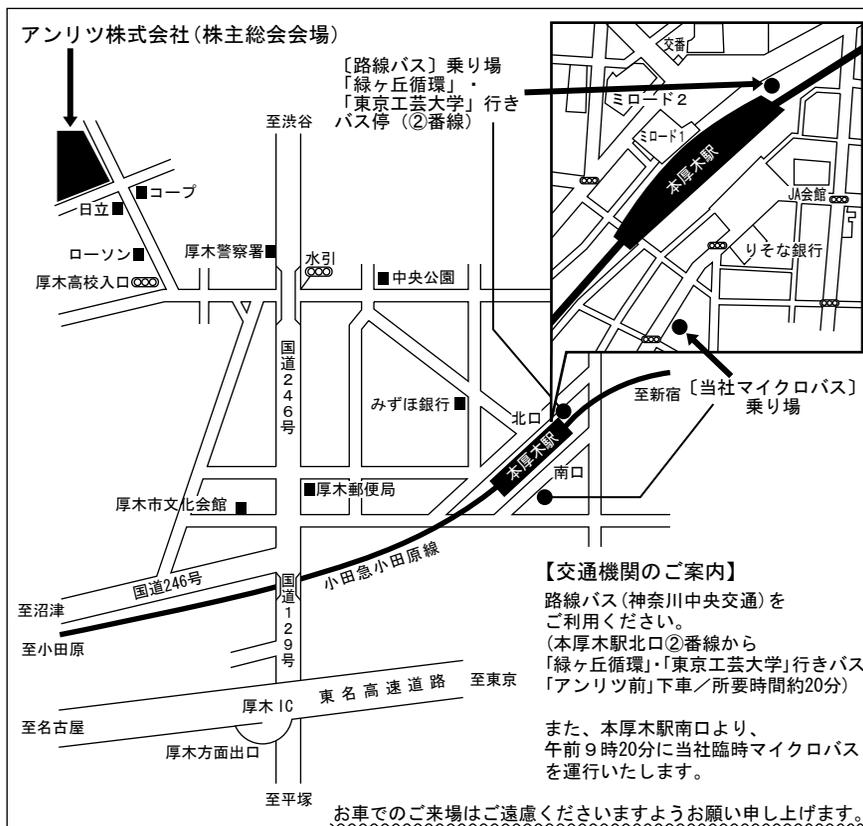


# 株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

当社 R & D館 会議室

TEL (046)223-1111



※株主総会終了後、株主懇談会を開催する予定です。